

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）に対する市の考え方及び課題

児童福祉法の改正により、放課後児童健全育成事業（学童クラブ）の対象年齢が、改正前“おおむね10歳未満”から、改正後“小学校に就学している児童”に拡大されるが、現在の「公設学童クラブ」については小学3年生までを対象としており、更に受け入れを拡大する施設が不足している。また、国が示した「専用区域の面積」及び「支援の単位」の基準に満たない施設があり、本市の実情を踏まえた検討が必要である。

区分	項目	条項	分類	内容：厚生労働省令第63号（平成26年4月30日）	市の考え方・課題
施設設備に関する基準	設備の基準	第9条 第1項 ～ 第4項	参酌	<ul style="list-style-type: none"> 放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた専用区画を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 専用区画の面積は、児童一人につきおおむね1.65㎡以上なければならない。 専用区画並びに設備及び備品等は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。 	専用区画の面積で基準を満たす公設学童クラブは6校7クラブ。（三反田，堀口，湊二，湊三，磯崎，阿字ヶ浦）
		職員に関する基準	職員の一般的要件	第7条	
	職員に関する基準	職員知識及び技能の向上等	第8条 第1項 第2項	参酌	<ul style="list-style-type: none"> 職員は常に自己研さんに励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

区分	項目	条項	分類	内容：厚生労働省令第63号（平成26年4月30日）	市の考え方・課題
職員に関する基準	職員	第10条 第1項 ～ 第3項	従う	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。 ・放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。）をもってこれに代えることができる。 ・放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ◎保育士の資格を有する者 ◎社会福祉士の資格を有する者 ◎高卒等のものであって、2年以上児童福祉事業に従事したもの ◎教員免許を有する者（幼稚園、小学校、中学校、高等学校） ◎大学、大学院において社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ◎大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を先行する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を取得したことにより、大学院への入学が認められた者 ◎高卒者であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村が適当とみとめたもの 	

区分	項目	条項	分類	内容：厚生労働省令第63号（平成26年4月30日）	市の考え方・課題
職員に関する基準	職員	第10条 第4項	参酌	・第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。	児童の定員数で基準の40人以下は3校（枝川、磯崎、阿字ヶ浦）
	職員	第10条 第5項	従う	・放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち一人を除いた者又は補助者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。	
運営に関する基準	最低基準と放課後児童健全育成事業者	第4条 第1項 第2項	—	・放課後児童健全育成事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。 ・最低基準を超えて、設備を有し、又は運営している放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由として、設備又は運営を低下させてはならない。	

区分	項目	条項	分類	内容：厚生労働省令第63号（平成26年4月30日）	市の考え方・課題
運営に関する基準	放課後児童健全育成事業者と非常災害対策	第6条 第1項	参酌	・放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。	
		第6条 第2項	参酌	・避難及び消火に対する訓練は、定期的に行われなければならない。	
	利用者を平等に取り扱う原則	第11条	参酌	・放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取り扱いをしてはならない。	
	虐待等の禁止	第12条	参酌	・職員は、利用者に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	
	衛生管理等	第13条 第1項 ～ 第3項	参酌	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用水について衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じなければならない。 ・放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症、食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 ・放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品、その他医療品を備え、管理を適正に行わなければならない。 	

区分	項目	条項	分類	内容：厚生労働省令第63号（平成26年4月30日）	市の考え方・課題
運営に関する基準	運営規定	第14条	参酌	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。 ◎事業の目的及び運営の方針 ◎職員の職種、員数及び職務の内容 ◎開所している日及び時間 ◎支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額 ◎利用定員 ◎通常の事業の実施地域 ◎事業の利用にあたっての留意事項 ◎緊急時等における対応方法 ◎非常災害対策 ◎虐待防止のための措置に関する事項 ◎その他事業の運営に関する重要事項 	
	放課後児童健全育成事業者が備える帳簿	第15条	参酌	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。 	
	秘密保持等	第16条 第1項 第2項	参酌	<ul style="list-style-type: none"> ・職員は正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 ・職員であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 	

区分	項目	条項	分類	内容：厚生労働省令第63号（平成26年4月30日）	市の考え方・課題
運営に関する基準	苦情への対応	第17条 第1項 ～ 第3項	参酌	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 ・放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 ・放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。 	
	開所時間及び日数	第18条 第1項 第2項	参酌	<ul style="list-style-type: none"> ・開所する時間は、次の区分に応じ、定める時間以上を原則とし、その地方における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。 ①小学校の授業の休業日 1日につき8時間 ②小学校の授業の休業日以外の日 1日につき3時間 ・放課後児童健全育成事業所を開所する日数は、1年につき250日以上を原則として、その地方における児童の保護者の就業日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。 	
	保護者との連絡	第19条	参酌	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡を取り、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者理解及び協力を得るように努めなければならない。 	
	関係機関との連携	第20条	参酌	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童健全育成事業者は、市町村、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。 	

区分	項目	条項	分類	内容：厚生労働省令第63号（平成26年4月30日）	市の考え方・課題
運営に関する基準	事故発生時の対応	第21条 第1項 第2項	参酌	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 ・放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 	
その他	施行期日	附則 第1条		・この省令は、子ども・子育て支援法及び就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の整備等に関する法律の施行の日から施行する。	
	職員の経過措置	附則 第2条		・この省令の施行の日から平成32年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。	

参考 児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為 被措置児童等への虐待
 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査 苦情の解決のための調査

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の構成

制定根拠: 児童福祉法第34条の8の2第2項

■設備及び運営に関する基準

・放課後児童健全育成事業者と非常災害対策

・放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件

・放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等

・設備の基準

・職員の基準

・利用乳幼児を平等に取り扱う原則

・虐待等の禁止

・衛生管理等

・運営規程

・放課後児童健全育成事業者が備える帳簿

・秘密保持等

・苦情への対応

・開所時間及び日数

・保護者との連絡

・関係機関との連携

・事故発生時の対応